

意見・質問の要旨	説明・回答の要旨
<p><b>【議事1】</b> <u>北海道開発局における談合防止に向けた取組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両管理業務の品質確保については、価格競争だけではうまくいかないのではないか。</li> <li>・実際には契約解除は簡単にはできない。業務の履行過程において発注者の指導やチェックが必要。</li> <li>・ヒヤリハットのような情報が広く入ってくるような状況になっているのか。</li> <li>・今回は北海道開発局の取組みだが、今後優良な取組事例が出てきた場合には、他の発注者と情報を共有化できるようにするとよい。</li> <li>・コンプライアンスの取組みの導入時点では熱心にやるが、ルーティーン化して弛緩したときにはどうやって実効性を出すか不断の見直しと活性化を特に幹部が意識することが重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両管理員（運転手）の資格要件、業務履行体制の確保等について仕様書上明記している。運行上支障が生じたケースについて、契約条項に基づき事業者に対し改善措置を請求し、事業者が車両管理員の入替えや研修を実施した事例もある。</li> <li>・さらに、契約上の重要な義務履行に関する改善措置請求に対し事業者が措置を講じない場合等には、契約解除ができるということも契約上明記している。</li> <li>・今般の品質確保対策は今年度から始めたもの。実施状況を踏まえつつ品質確保に努めていく。</li> <li>・社会資本整備の事業実施に係る一連の業務プロセスを点検してリスクを把握し、見直しを行っていくという取組を進めている。また、業務改善等をテーマに職場内ミーティングを行っている。さらに、職員からの通報について、外部にも通報窓口を設け、また、匿名の通報も可としており、通報しやすい環境の整備に努めている。</li> <li>・そのような事例が出てくれば他部局への情報提供も考えたいが、まずは北海道開発局自らが取り組むことが重要。</li> </ul>
<p><b>【議事2】</b> <u>胆沢ダム・八ッ場ダム発注事案に係る検証及び談合情報対応マニュアルの改正について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事情聴取を行う職員は、書類と発言の齟齬を見抜く覚悟や訓練が必要。</li> <li>・談合の事実まで特定できなくとも、合理的な説明ができないような場合へは対処が必要。</li> <li>・捜査機関ではないので自ずと限界はあろうが、談合をする側も巧妙なので、例えば積算が複雑な大型の案件ほど慎重に対応すべき。</li> <li>・発注者は捜査機関ではないので、できる限りの努力をして公取委や警察へ情報提供しているのであれば、結果的に談合を見抜けなかったとしても仕方がないのではないか。</li> <li>・実際には発注者が責められることが多いのではないか。</li> <li>・調査の結果、取り止め等に至らないものについて発注者が説明するときは「談合がなかった」というのではなく「談合の存在を認めるには至らなかった」という形で発言することを心掛けた方がよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事情聴取の質問例を充実させて現場へ示す等により事情聴取能力の向上に取り組んでまいりたい。</li> <li>・現在でも疑わしいと認めた場合には入札を取り止めるなどの措置を講じている。</li> <li>・捜査機関と異なり強制的に証拠を収集することができないという限界はあるが、引き続き発注者としてできることを実施してまいりたい。</li> <li>・取材等で問われた場合には、発注者には捜査権限がなく調査に限界があるとは申し上げている。また、調査の結果、取り止めに至らないものについては、入札参加者から誓約書を提出させた上で入札手続を進めてい</li> </ul>

**【議事3】**

談合疑義事案の発生状況

- ・コンプライアンスの取組みは、事業者だけでなく発注者においても必要。特に、事業者への対応を行う出先機関への周知徹底が重要。

**【議事4】**

水門設備工事談合の損害賠償請求について

- ・特になし

る。なお、誓約書を提出しているにもかかわらず後日談合が発覚した場合には指名停止の加重要素となる仕組みとなっている。

- ・コンプライアンスの取組みが現場の職員まで浸透するよう引き続き周知徹底に努めてまいりたい。